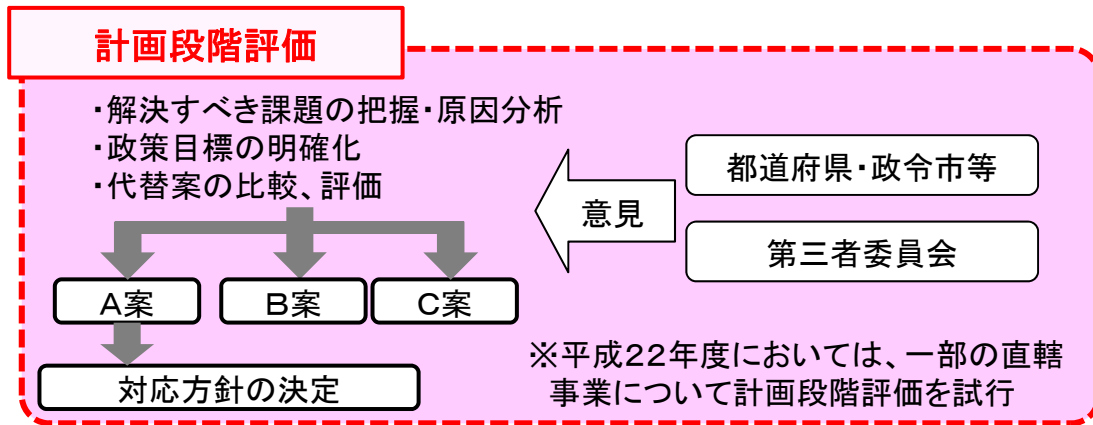


## 国土交通行政の取組みの例について

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、都道府県等への意見聴取の導入、第三者による事前審査の充実、再評価実施時期の短縮、計画段階での事業評価の導入等の新たな取り組みを実施

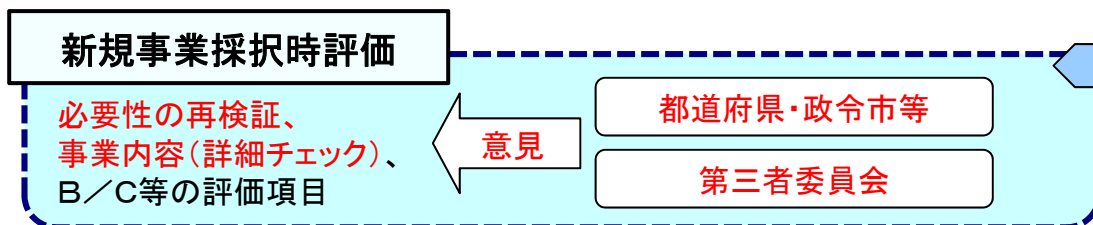
※赤字が最近の改善事項



## 【政策目標評価型事業評価の導入】

- ①事業の必要性や内容が検証可能となるよう評価の手法を改善
- ②計画段階の事業評価を導入

〔都市計画や環境影響評価の手続〕

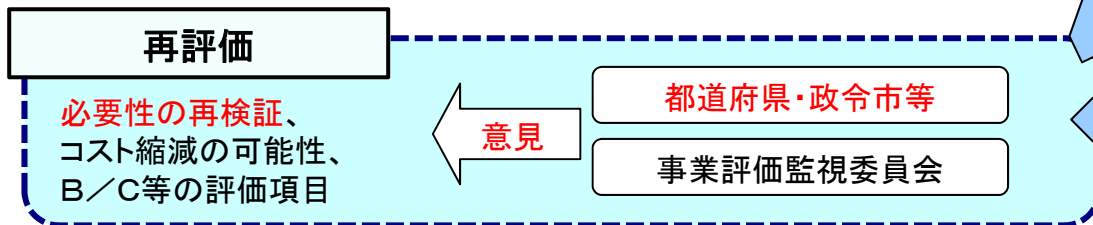


## 国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表

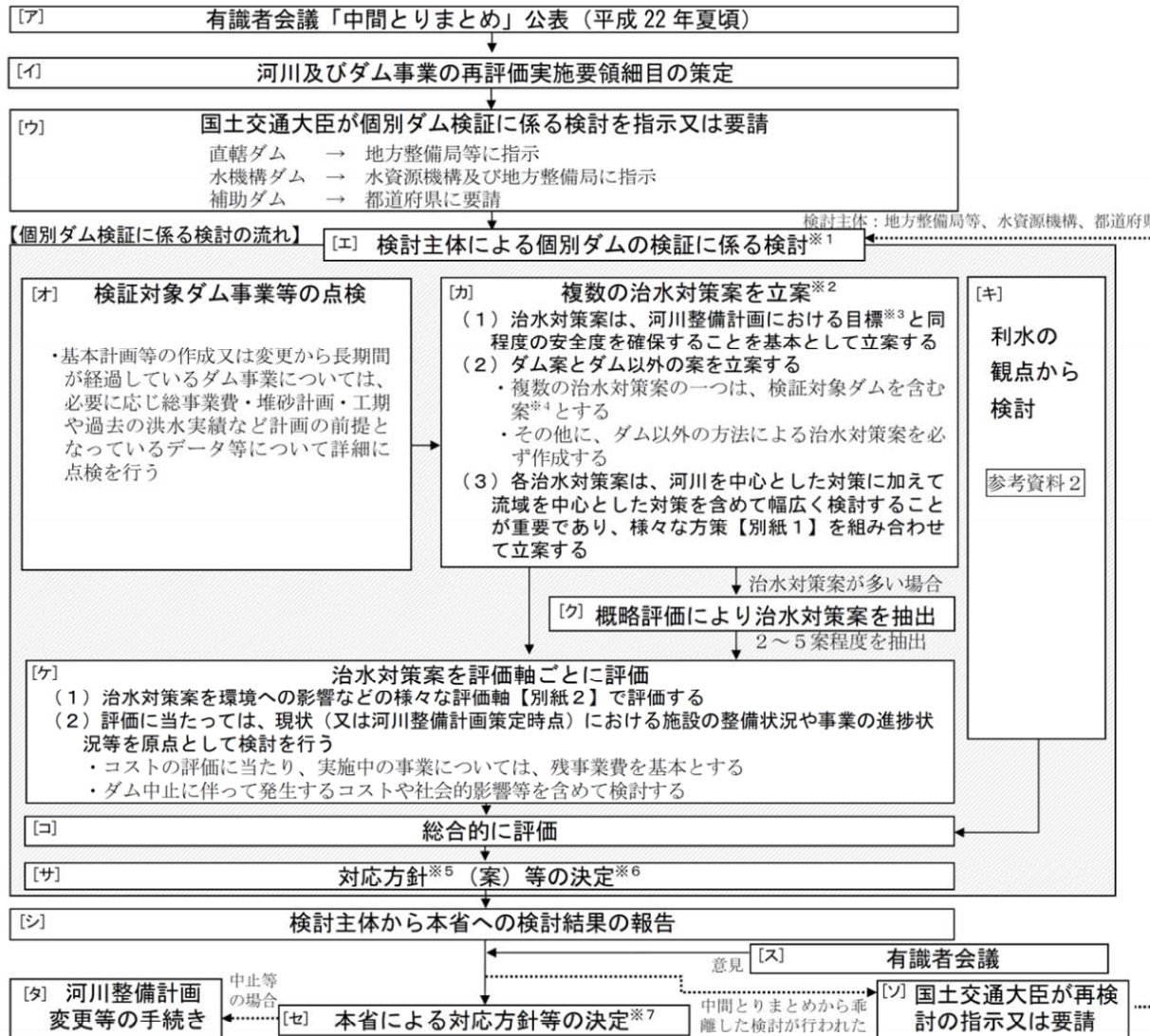
## 再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮



	従前	改定(H22.1)
公共事業	〈直轄事業等、補助事業等〉 5年未着工・10年継続・5年毎	〈直轄事業等〉 <b>3年未着工・5年継続・3年毎</b> 〈補助事業等〉 5年未着工・ <b>5年継続</b> ・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・ <b>5年継続</b> ・3年毎

●個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか  
※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する



[チ]

### 【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、各地方において次のような進め方で検討を行う。

- 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める<sup>※5</sup>
- 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する<sup>※6</sup>。

※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。  
 ※2 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、ダム以外の方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。  
 ※3 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。  
 ※4 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

※5 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。  
 ※6 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。  
 ※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。  
 ※8 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

●検討主体が個別ダムの検証に係る検討を行う場合には、【別紙1】に掲げる方策を組み合わせることで立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸※1	評価の考え方	従来の代替案検討※2	評価の定量性について※3	備考
安全性 (被害軽減効果)	●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか	○	○	河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。
	●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	—	△	例えば、ダムは一般的に基本方針レベルの洪水を大きく上回るような洪水では流入量と放流量が等しくなるような操作を行う。※4また、堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。洪水の予測、情報の提供等は、目標を上回る洪水時においても的確な避難を行うために有効である。このような各方策の特性を考慮して、各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。 また、近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、一般的に流域面積の大きな大河川においては影響は少ないが、流域面積が小さく河川延長も短い中小河川では、短時間で河川水位が上昇し氾濫に至る場合がある。必要に応じ、各治水対策案について、局地的な大雨が発生する場合の状態を明らかにする。
	●段階的にどのように安全度が確保されていくのか(例えば5、10年後)	—	△	例えば、河道掘削は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していくが、ダムは完成するまでは全く効果を発現せず、完成し運用して初めて効果を発揮することになる。このような各方策の段階的な効果の発現の特性を考慮して、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、例えば5年後、10年後にどのような効果を発現するかについて明らかにする。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(下流や支川等における効果) ※これらについて、流量低減、水位低下、資産被害抑止、人身被害抑止等の観点で適宜評価する。	△	△	例えば、堤防かさ上げ等は、主として事業実施箇所付近において効果を発揮する。また、ダム、遊水地等は、下流域において効果を発揮する。このような各方策の特性を考慮して、立案する各治水対策案によって効果が及ぶ範囲が異なる場合は、その旨を明らかにする。
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	○	○	各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	—	○	各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか ※なお、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する	—	○	ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。
実現性※5	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	△	△	用地取得や家屋移転補償等が必要な治水対策案については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。また、例えば、部分的に低い堤防、霞堤の存置等については、浸水のおそれのある場所の土地所有者等の方々の理解が得られるかについて見直しをできる限り明らかにする。
	●その他の関係者との調整の見通しはどうか	—	△	各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見直しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダムの有効活用の場合の共同事業者、堤防かさ上げの場合の橋梁架け替えの際の橋梁管理者、河道掘削時の堰・樋門・樋管等改築の際の許可作業管理者、漁業関係者が考えられる。
	●法制度上の観点から実現性が見通しはどうか	※6	—	各治水対策案について、現行法制度で対応可能か、関連法令に抵触することがないか、条例を制定することによって対応可能かなど、どの程度実現性があるかについて見直しを明らかにする。
	●技術上の観点から実現性が見通しはどうか	※6	—	各治水対策案について、目的を達成するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かなど、どの程度実現性があるかについて見直しを明らかにする。
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	—	△	各治水対策案について、その効果を維持していくために必要となる定期的な監視や観測、対策方法の検討、関係者との調整等をできる限り明らかにする。
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や少子化など、将来の不確実性に対してどのように対応できるか	—	—	例えば、河道の掘削は、掘削量を増減させることにより比較的柔軟に対応することができるが、再び堆積すると効果が低下することに留意する必要がある。また、引堤は、新たな築堤と旧堤撤去を実施することが必要となり、柔軟に対応することは容易ではない。ダムは、操作規則の変更やかさ上げ等を行うことが考えられる。このような各方策の特性を考慮して、将来の不確実性に対してどのように対応できるかを明らかにする。
地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	○	△	各治水対策案について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ対象地域の人口動態と対策との関係を分析し、過疎化の進行等への影響について検討する。なお、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●地域振興に対してどのような効果があるか	—	△	例えば、調節池等によって公園や水面ができると、観光客が増加し、地域振興に寄与する場合がある。このように、治水対策案によっては、地域振興に効果がある場合があるので、必要に応じ、その効果を明らかにする。
	●地域間の利害のバランスへの配慮がなされているか	—	—	例えば、ダム等は建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴い、受益を享受するのは下流域であるのが一般的である。一方、引堤等は対策実施箇所と受益地が比較的接近している。各治水対策案について、地域間でどのように利害が異なり、利害のバランスのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
環境への影響	●水環境に対してどのような影響があるか	△	△	各治水対策案について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	△	△	各治水対策案について、地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか及び下流河川も含めた流域全体の自然環境にどのような影響が生じるのかを、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか	△	△	各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか ●その他	△	△	各治水対策案について、景観がどう変化するか、河川や湖沼での野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかをできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 以上の項目に加えて特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする(例えば、CO <sub>2</sub> 排出の軽減)。
流水の正常な機能の維持への影響	●流水の正常な機能が維持できるか	△	△	各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できるか否かを明らかにし、できない場合は課題について整理する。なお、流水の正常な機能の維持への影響については、利水の観点からの検討における利水代替案や評価軸の関係部分を参考にして検討を行う。

※1 本表の評価軸の間には相互依存性がある(例えば、「実現性」と「コスト」と「安全性(段階的にどのように安全度が確保されていくのか)」はそれぞれが独立しているのではなく、実現性が低いとコストが高くなったり、効果発現時期が遅くなる場合がある)ものがあることに留意する必要がある。

※2 ○: 評価の視点としてよく使われてきている、△: 評価の視点として使われている場合がある、—: 明示した評価はほとんど又は全く行われてきていない

※3 ○: 原則として定量的評価を行うことが可能、△: 主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、—: 定量的評価が直ちには困難

※4 ダムが満水になる見込みとなった際、ダムからの放流量を流入量と等しくなるまで徐々に増加させ、その後は流入量と放流量を等しく保ち(つまり貯水水位を一定に保ち)、ダムによる洪水調節効果が発揮されない状態となる。

※5 「実現性」としては、例えば、達成する安全度が著しく低くないか、コストが著しく高くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きいかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価軸を参照すること。

※6 これまで、法制度上又は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討されない場合が多かった。

## 国際コンテナ戦略港湾

「民」の視点による戦略的経営を実現し、フィーダー網の抜本的強化に向けた施策等を実施することで、アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくことで、世界各地との間に低コストでスピーディかつ多頻度、確実な輸送ネットワークの構築を図る。

### 目標

- 2015年までに、国際コンテナ戦略港湾において、アジア向けも含む日本全体の日本発着貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率を現行の半分に縮減し、アジア主要港並みのサービスを実現させる。
- 2020年までに、アジア発着貨物の国際コンテナ戦略港湾におけるトランシップを促進し、東アジア主要港として選択される港湾を目指す。

政策実現のための具体策 (22年度：国際コンテナ戦略港湾の選定  
23年度～：当該戦略港湾の機能強化を図る)

- (1)「民」の視点による戦略的経営を実現し、港湾コストの低減
- (2)フィーダー網の抜本的強化に向けた施策
- (3)将来のコンテナ船大型化に対応した港湾機能強化

### 検討状況

- 平成21年12月 「国際コンテナ戦略港湾検討委員会」設置
- 平成22年 2月 国際コンテナ戦略港湾の公募  
ヒアリングなど実施
- 平成22年 8月 国際コンテナ戦略港湾の選定  
・阪神港(神戸港、大阪港)  
・京浜港(東京港、川崎港、横浜港)

## 国際バルク戦略港湾

大型船舶の活用等により、対象品目を取り扱うアジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現し、それにより我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給する。

### 目標

- 2015年までに、国際バルク戦略港湾において、現在主力となっている輸送船舶の満載での入港に対応する。
- 2020年までに、国際バルク戦略港湾において、パナマ運河の拡張や一括大量輸送による物流コスト削減を見据え登場する最大級の輸送船舶の満載での入港に対応する。

政策実現のための具体策 (22年度：国際バルク戦略港湾の選定  
23年度～：当該戦略港湾の機能強化を図る)

- (1)輸入の効率化のための企業連携の促進
  - ・複数企業によるターミナルの一体化・共同利用
  - ・異なる企業間での輸送船舶の共同配船
  - ・小口荷主等への内航フィーダー輸送
- (2)大型船舶に対応した港湾機能の拠点的確保
  - ・最大級の輸送船舶への対応
  - ・荷役機械、荷捌き施設、保管施設の大型化・高機能化支援 等
- (3)「民」の視点での効率的な運営体制の確立
- (4)船舶の運行効率改善のための制限の緩和等

### 検討状況

- 平成21年12月 「国際バルク戦略港湾検討委員会」設置
- 平成22年 6月 国際バルク戦略港湾の公募  
ヒアリングなど実施
- 平成22年末ころ 国際バルク戦略港湾の選定(予定)

ソウル、シンガポール、上海、天津、グレーター・ワシントンなど世界における成長著しい大都市圏は、国を挙げて競争力向上のための取組を推進している。これら世界の大都市圏との国際競争に勝ち抜くため、東京をはじめ我が国のポテンシャルの高さを世界に発信可能な大都市について、国家戦略に基づき多様な機能が備わった都市拠点を形成すること等により、人、モノ、カネ、情報を呼び込むアジアの拠点・イノベーションセンターとなることを目指す。

国家としての大都市圏政策の基本戦略である「大都市圏戦略」の策定

「大都市圏戦略」の策定・推進

三大都市圏においては、高度経済成長期に既成市街地への人口・産業の過度の集中を抑制する観点から市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は、国際競争力強化に向けた業務機能の効率的集積及び人口減少・少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化へ向けた都市構造の再編へ向けて大きく方向性を転換することが必要。

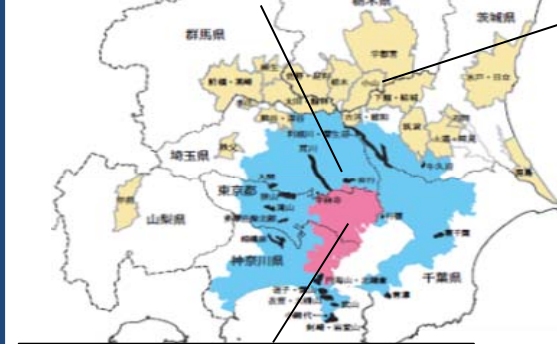


- ・首都圏整備法等を抜本的に改正し、国家戦略的視点を重視する「大都市圏戦略基本法(仮称)」とするとともに、首都圏整備法等に基づき策定されていた首都圏整備計画等を廃止し、国家戦略的な「大都市圏戦略」に一本化。
- ・「大都市圏戦略基本法(仮称)」に基づき、**国家としての大都市圏政策の基本戦略(大都市圏戦略)**を閣議決定。
- ・「大都市圏戦略」においては、特に以下の点を重視。
  - ① 大都市圏の国際競争力を強化するため、創造的(クリエイティブ)な人材や企業にとっての魅力を高め、**人材や投資を誘引する施策を戦略的に推進**
  - ② 老朽化したインフラが大都市圏の成長の制約要因とならないよう、**インフラの整備と維持更新を戦略的に推進**(大都市圏のインフラのマスタープランとしての役割)
  - ③ 地球環境と生活環境に配慮した最先端の都市圏として、**広域的な緑地の保全・形成等を戦略的に推進**

【首都圏整備法に基づく現在の政策区域等】

**近郊整備地帯**  
無秩序な市街地化の防止のため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全

**都市開発区域**  
既成市街地の産業・人口の集中緩和のため、工業都市、住宅都市等として整備



**既成市街地**  
産業及び人口の過度の集中を防止

- 戦後の経済復興等を背景に、産業・人口が急激に集中した既成市街地周辺に、近郊整備地帯、都市開発区域といった産業・人口の受け皿となる区域を、政策区域として指定。
- 区域に応じ、土地利用規制、税制上の特例措置等の施策を講じ、既成市街地への集中抑制と周辺地域の計画的整備を図る成長管理型の政策。



- ・現行の成長管理型である首都圏整備法等を、国家戦略的視点を重視する「大都市圏戦略基本法(仮称)」に抜本改正。
- ・国家戦略としての「大都市圏戦略」を新たに策定するとともに、**政策区域については、左記の①～③の視点による施策を戦略的に推進する区域に見直し。**

- 22年度 : 制度設計の検討、予算要求・税制改正要望、次期通常国会に法案提出
- 23年度 : 大都市圏戦略の策定